

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(Ⅶ－1－3))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること(施策目標Ⅶ-1-3) 基本目標Ⅶ：ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1：地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること		担当 部局名	社会・援護局	作成責任者名	地域福祉課長 野崎 伸一
施策の概要	【包括的な支援体制の整備】 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第6条第3項に基づき、市町村において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行う。					
	【ひきこもり支援の推進】 ・ 支援を必要とする方がより身近なところで相談し支援につながるができるよう、令和4年度より「ひきこもり地域支援センター」の設置主体を市町村に拡充するとともに、「ひきこもり支援ステーション事業」を開始。また、市町村におけるひきこもり支援の導入として、地域の特性に合わせて任意に事業を選択して実施する「ひきこもりサポート事業」も開始。 ※「ひきこもり地域支援センター」及び「ひきこもり支援ステーション」では、ひきこもり状態にある本人及びその家族に対する相談支援事業、居場所づくり事業及び連絡協議会・ネットワークづくり事業等を実施。 ・ 国が主体となって、ひきこもり地域支援センター等の職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修の充実を図るとともに、支援者支援を推進する。					
	【成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進】 ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。))に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」における評価指標(KPI)の結果や課題を踏まえ、令和4年3月には、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」を閣議決定し、地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行うこととしている。					
施策を取り巻く現状	【包括的な支援体制の整備】 ・ 令和3年度から新たに重層的支援体制整備事業を開始するとともに、重層的支援体制整備事業への移行準備の支援を行う事業や、都道府県が行う後方支援事業の実施により、市町村の包括的な支援体制の整備を推進している。 (※)包括的な支援体制の整備の手法の一つである重層的支援体制整備事業の実施市町村数：令和3年度：42市町村 → 令和7年度：473市町村(予定)					
	【ひきこもり支援の推進】 ・ 令和5年3月に内閣府が公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、広義のひきこもり状態にある方は、50人に一人との調査結果がでており、従来の調査結果と比較して増加していることから、社会的孤立の拡大が懸念される。 ・ ひきこもり地域支援センター等における相談は、自治体における窓口の拡充や相談しやすい環境づくりの取組により、相談件数・相談実人数ともに増加傾向がみられる。また、ひきこもりの長期化や子どもの生きづらさ(家庭問題・学校問題など)を背景に、相談者の年齢は10代から50代以上まで幅広く分布している。 ・ 自治体におけるひきこもり支援窓口の明確化や、ひきこもり支援推進事業の拡充などにより、ひきこもり支援に携わる職員は急激に増加している。そうした職員の中には、手探りで支援に取り組み、困難な対応等により疲弊している状況に陥っている事例もあるため、多様な背景や心情を持つ本人やその家族の一人ひとりに適切な支援が実施できるよう、ひきこもり支援に携わる職員の質の担保を図るとともにサポートする必要がある。					
	【成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進】 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、すべての市町村(全1,741市町村)において権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指している。毎年、取組実績として自治体数は増加傾向にあるものの、令和6年4月1日時点で、中核機関(※1)を整備した市町村数は1,187(68.2%)、市町村計画(※2)の策定・第二期計画に基づく必要な見直しを行った市町村数は1,358(78.0%)である。なお、人口規模が1万人未満の529自治体では、中核機関の整備は291(55.0%)、市町村計画の策定は326(61.6%)となっており、人口規模が小さいほど取組が進んでいない状況にある。 ※1)権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制 ※2)成年後見制度利用促進法に基づき、各市町村が策定(努力義務)する成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画					
【地域共生社会の在り方検討会議の実施】 ・ 地域共生社会の実現に向け、改めてその概念を整理するとともに、包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業等の今後の方向性や、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について、検討することを目的として、令和6年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」を実施している。						
施策実現のための課題	1	・ 社会福祉法第106条の3に基づき、市町村は包括的な支援体制の整備に努めることとされており、引き続きその整備の推進のために必要な助言、情報の提供その他の援助を行う必要がある。				
	2	・ ひきこもりに至った背景については、様々な社会的要因によるものであり、その背景や置かれた状況が様々であることから、ひきこもりは社会全体の課題として捉えるとともに、一人ひとりの気持ちに寄り添った支援が可能となるよう支援体制を充実させていく必要がある。				
	3	・ 成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる体制の整備を推進すべく、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、体制整備を推進していく必要がある。				
各課題に対応した達成目標	達成目標		達成目標の設定理由			
	目標1	(課題1)	地域共生社会(※)の実現のためには、包括的な支援体制を整備することが有効だと考えられるため。 (※)以下の2つの視点からなる「地域共生社会」の実現 ・生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会			
	目標2		多様な背景や心情をもつ本人やその家族の一人ひとりの気持ちに寄り添った支援を行うためには、どこにいても安心して相談ができ、意向に沿った適切な支援につながる環境づくりを進めていくとともに、ひきこもりや支援の多様さを理解できる人材の確保が必要である。			
	目標3	(課題3)	全国各地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における体制整備を推進する必要があるため。			
	各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や地域連携ネットワークづくりの推進、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行う。					

達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
①	重層的支援体制整備事業の実施自治体数 (アウトプット)	－	－	対前年度比で増加	毎年度	42市町村	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	包括的な支援体制の整備を行うにあたり、重層的支援体制整備事業の実施が必要であると判断した市町村が、円滑に事業開始できるよう支援することが重要であるため。	目標値を「対前年度比で増加」とする理由 ：重層的支援体制整備事業の実施の要否は、市町村により判断されるものであり、国において実施市町村数に係る統一的な目標を設定することは困難であるため。		
						42市町村	134市町村	189市町村	346市町村					
2	重層的支援体制整備事業のプラン策定件数 (アウトカム)	－	－	12,521件	令和7年度	－	－	1,890件	9,159件	12,521件	重層的支援会議において、支援プランを策定する過程を通じ、介護、障害、子ども・子育て・生活困窮分野の相談窓口間の連携体制を構築・強化することが重要であるため。	令和7年度に事業を実施する市町村において、平均26程度のプラン策定を想定。		
						－	－	5,002件	6,786件					
3	都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業における研修の参加自治体数 (アウトプット)	－	－	250自治体	令和7年度	－	－	－	－	250自治体	包括的な支援体制の整備主体となる市町村及びその支援を行う都道府県に対し、同体制の整備にあたり踏むべきプロセス等に係る研修を行い、同体制の整備を促進することが重要であるため。 【※本指標は令和7年度から】	令和6年度実績(223自治体)を踏まえて設定。 (※)当初は都道府県・市町村(178箇所)のうち、5%程度の参加(89自治体)を想定していたが、直近の実績値を踏まえて目標値を変更した。		
						－	－	－	223自治体					
達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等								行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額 執行額	予算額 執行額											
(1)	重層的支援体制整備事業交付金(令和3年度)	※	※	※	1,2	※								005722
		※	※											
(2)	重層的支援体制整備事業への移行準備事業(令和3年度)	※	※	※	1	※								020032
		※	※											
(3)	重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業(令和3年度)	※	※	※	1	※								020032
		※	※											
(4)	重層的支援体制構築推進人材養成事業(令和2年度)	※	※	※	3	※								002732
		※	※											

達成目標2について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
④	ひきこもり相談窓口の明確化をしている自治体数(アウトプット)	－	－	1,631自治体	令和7年度	－	－	－	－	1,631自治体	ひきこもり状態にある本人やその家族が支援につながるためには、ひきこもりに関する相談窓口を広く周知することで明確化をし、本人や家族、地域住民などの様々な人や機関から相談を受けやすくなる環境をつくる必要があるため、相談窓口の明確化をしている自治体数を測定指標とした。	ひきこもり状態にある本人やその家族が容易に相談することができる環境整備のため、ひきこもり相談窓口の明確化・周知に取り組むことを依頼している。目標値については、過去2年の増加率を踏まえて設定した。		
						1,273市町村	1,430市町村	1,487市町村	1,561自治体					
5	市町村プラットフォームの設置・運営をしている自治体数(アウトプット)	－	－	1,433自治体	令和7年度	－	－	－	－	1,433自治体	様々な背景をもつひきこもり状態にある本人やその家族のニーズに合わせた支援につなげていくことが可能となるよう、自立相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション、ハローワーク、地元の中小企業、ひきこもり当事者会・家族会等の多様な関係機関がつながりあう体制づくりが必要である。また、地域におけるひきこもりの理解と支援の気運醸成のための地域づくりにも資することから、市町村プラットフォームの設置・運営をしている自治体数を測定指標とした。	ひきこもり支援体制の構築を推進するため、市町村プラットフォームの設置・運営に取り組むことを依頼している。目標値については、過去2年の増加率を踏まえて設定した。		
						1,003市町村	1,205市町村	1,319市町村	1,352自治体					
6	ひきこもり地域支援センター等によるひきこもり支援従事者養成研修の実施数(アウトプット)	－	－	84自治体	令和7年度	－	－	78自治体	78自治体	84自治体	全国において、ひきこもりに関する理解が深まるよう、ひきこもり地域支援センター等において、自治体職員やひきこもり地域支援センター職員だけでなく、関係機関職員、地域関係者等のひきこもり支援に携わる方を対象にひきこもり支援者養成研修を実施しているため、研修を実施している自治体数を測定指標とした。	全国におけるひきこもり支援者養成研修において、ひきこもり地域支援センター等を設置している各自治体での研修を推奨しており、研修を実施している自治体数の増加自体が目標である。目標値については、過去2年の増加率を踏まえて設定した。		
						148自治体(全自治体対象)	78自治体(センター等実施自治体対象)	76自治体(センター等実施自治体対象)	80自治体(センター等実施自治体対象)					
7	ひきこもりサポーターの活動件数(アウトカム)	－	－	8,716件	令和7年度	－	－	－	－	8,716件	ひきこもり経験者(ピアサポーター)も活用することで、本人やその家族の気持ちに寄り添った支援が期待されるため、支援現場において重要な役割を担う存在であり、その活動の活性化は、相談体制の充実をはじめ、ひきこもり状態の方の社会参加に資すると見込まれることから、ひきこもりサポーターの活動件数を測定指標とした。	ひきこもり地域支援センター等により相談支援体制が構築されれば、相談件数が増加するため、ひきこもりサポーターによる、面談対応や同行訪問等といった活動の場面が増加することを見込んで目標として設定した。目標値については、過去2年の増加率を踏まえて設定した。		
						－	－	7,296件	8,006件					

達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額									
		執行額	執行額									
(5)	ひきこもり支援推進事業 (平成30年度)	※ ※	※ ※	※	4,5,6,7	※					002717	
(6)	ひきこもりに関する地域社会に向けた 普及啓発と情報発信の実施 (令和3年度)	※ ※	※ ※	※	-	※					001986	
(7)	ひきこもり地域支援センター職員等への 人材養成研修 (令和4年度)	※ ※	※ ※	※	6	※					003087	
(8)	ひきこもり支援者支援事業 (令和5年度)	※ ※	※ ※	※	-	※					006985	
達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
○8	中核機関を整備した市町村数 (運営主体について: ①直営 ②委託(一部委託含む) (アウトプット) 出典:成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果	-	-	1,741市町村	令和8年度	1,741市町村 935市町村 ①242市町村 ②693市町村 (R4.4.1時点)	1,741市町村 1,070市町村 ①283市町村 ②787市町村 (R5.4.1時点)	1,741市町村 1,187市町村 ①344市町村 ②843市町村 (R6.4.1時点)	集計中 (令和8年3月頃公表予定)	1,741市町村	・権利擁護支援に関する業務等の福祉行政は、市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、中核機関の整備・運営による地域連携ネットワークづくりにより主体となって取り組む必要があるため、アウトプットとして設定している。 ・なお、本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIとして設定していたが、達成困難の見込みであるため、残りの計画期間(令和8年度まで)での達成に向けて推進するもの。 また、第二期計画では、中核機関の看板を掲げていない権利擁護センターを含まないものとしている。
9	意思決定支援研修を実施している都道府県の数 (アウトプット) 出典:成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果	-	-	47都道府県	令和8年度	47都道府県 16都道府県	47都道府県 22都道府県	47都道府県 34都道府県	47都道府県 集計中 (令和8年3月頃公表予定)	47都道府県	・意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことから、アウトプットとして設定している。 ・なお、本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIとして設定していたが、達成困難であるため、残りの計画期間(令和8年度まで)での達成に向けて推進するもの。 第二期計画では、都道府県が実施主体として意思決定支援研修を実施するものとしている。
10	コーディネート機能の強化に取り組む中核機関の数の増加 (アウトカム) 出典:成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果	-	-	950市町村	令和7年度	- 667市町村 (令和4年4月1日時点)	710市町村 803市町村 (令和5年4月1日時点)	790市町村 905市町村 (令和6年4月1日時点)	790市町村 集計中 (令和8年3月頃公表予定)	950市町村	令和4年3月に閣議決定した第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、全国どの地域において必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各市区町村において令和6年度までを目途として実施体制の整備を進めることとしており、市区町村の職員や中核機関として位置付けられた機関の職員等を対象とした研修を実施している。 ・中核機関を整備済であっても、相談支援機能だけではなく、後見人等や関係者等からの相談やバックアップの機能、支援方針の再調整や後見人等の交代等について調整を行う機能の確保、拡充が求められることから、地域連携ネットワークにおいて権利擁護支援の自立支援機能に関する取組を実施している中核機関の数をアウトカムとして設定している。	中核機関を整備した市町村数の増加と連動して、当該項目の数値も増加することを見込んで設定した。
11	協議会を設置した都道府県数 (アウトプット) 出典:成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果	-	-	47都道府県	令和8年度	- 19都道府県	47都道府県 35都道府県	47都道府県 37都道府県 (令和6年4月1日時点)	47都道府県 集計中 (令和8年3月頃公表予定)	47都道府県	・家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位数など広域で設置されていること、担い手確保など広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所との連携が難しい市町村や人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携や十分でない市町村に対する支援の必要性等に対応するため、都道府県に協議会を設置する必要があることから、アウトプットとして設定している。 ・なお、本指標については、成年後見制度利用促進専門家会議の議論を踏まえ、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIとして設定している。	第二期成年後見制度利用促進基本計画において、優先して取り組む事項として、令和6年度までのKPIとして設定していたが、達成困難であるため、残りの計画期間(令和8年度まで)での達成に向けて推進するもの。
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
12	成年後見制度利用者数					232,287人	239,933人	245,087人	249,484人		成年後見制度の利用は、本人に必要な支援の内容や程度、本人を支えている人たちの状況など、本人についての様々な状況により個々に判断すべきものであり、同制度の潜在的需要を推計することはできないため、充足率を指標とすることは不適当である。 しかし、同制度が、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度であることから、同制度利用者数、認知症高齢者数、知的障害者数、精神障害者数の実績値を記載することは、制度の利用状況を把握する上で参考となるため、参考指標としている。 また、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における体制整備を推進するに当たっては担い手の確保・育成等が重要であり、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関における担い手の確保・育成等に関する取組度合いを記載することは、地域における体制整備の実情を把握する上で参考となるため。	
	認知症高齢者数					602万人 (推計値)	602万人 (推計値)	602万人 (推計値)	602万人 (推計値)			
	知的障害者(在宅者)数					96.2万人 (推計値)	96.2万人 (推計値)	96.2万人 (推計値)	96.2万人 (推計値)			
	精神障害者(外来患者)数					389.1万人 (推計値)	389.1万人 (推計値)	586.1万人 (推計値)	586.1万人 (推計値)			
	市民後見人の育成に関与している中核機関の割合						47.6%	45.7%	44.7%			
	市民後見人の活動支援(修了者のフォローアップを含む)に関与している中核機関の割合						42.2%	40.7%	40.5%			
	法人後見実施団体の育成に関与している中核機関の割合						15.1%	17.3%	16.9%			
	法人後見実施団体の活動支援に関与している中核機関の割合						22.2%	24.8%	25.0%			

達成手段3 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	行政事業レビューシート予算事業ID			
		予算額 執行額	予算額 執行額							
(9)	成年後見制度利用促進体制整備推進事業 (令和元年度)	※	※	※	8,10,11	※	006916			
		※	※							
(10)	成年後見制度利用促進体制整備研修事業 (令和元年度)	※	※	※	9,10	※	002725			
		※	※							
(11)	任意後見・補助・保佐等の広報・相談 (令和2年度)	※	※	※	8,11	※	002731			
		※	※							
(12)	成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業 (令和4年度 名称変更。令和3年度までは、「成年後見制度利用促進への影響等現状調査及び支援ニーズ推計等事業」として実施)	※	※	※	—	※	002892			
		※	※							
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度		令和7年度		政策評価実施予定 時期	令和8年度
		2,938,245,936			2,935,214,148		3,102,611,056			
施策の執行額(千円)		2,846,070,197			2,891,778,845					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第213回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明				令和6年3月8日		・地域共生社会の実現に向け、複数の生活課題を抱えている方々や地域社会から孤立している方々など、様々な支援ニーズに対応していくため、包括的な支援体制の構築に取り組みます。		

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。